

岡山県テクノサポート岡山指定管理者業務仕様書

1 趣旨

この業務仕様書は、岡山県テクノサポート岡山条例（以下「条例」という。）、岡山県テクノサポート岡山条例施行規則（以下「規則」という。）及び岡山県テクノサポート岡山指定管理者募集要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定める。

2 管理運営に関する基本的考え方

- (1) 高度な工業技術に関する研究を支援し、研究者等の交流を促進することにより、県内における工業技術の向上を図るといふ、岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート岡山」という。）の設置目的に基づいて、適切な管理を行うこと。
- (2) 県内産業の振興に資するため、テクノサポート岡山の指定管理者による管理の区域（別紙平面図に示した区域）に係る、施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供を図るとともに、利用者に対するサービスの向上を図ること。
- (3) 設置の目的を理解し、岡山県（以下「県」という。）や産業支援機関等との連携を図った運営を行うこと。
- (4) 平等利用を確保することができるよう、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (5) 効率的運営を行い、管理・運営に係る経費の縮減を図り、利用しやすい料金を維持すること。
- (6) 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。
- (7) 地方自治法、労働法令その他関係法令、条例、規則を遵守すること。
- (8) 令和9年3月31日以前に受け付けた施設利用等の予約については、利用者の不利にならないよう条件を変更することなく引き継ぐこと。

3 指定管理者が行う業務内容

- (1) テクノサポート岡山に係る利用等の許可、許可の取消等、利用の禁止に関すること。
（利用料金の設定、徴収及び減免に関することを含む。）
岡山県テクノサポート岡山条例第7条各号に抵触する者又は明らかに抵触すると認められる者に対しては、利用の許可を行わないこと。（許可の取消しを含む。）
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
施設等が破損・消耗等した場合は、小規模（1件100万円未満）の修繕・補給等は、指定管理者の負担とする。大規模（1件100万円以上であって県と指定管理者が協議の上、決定するもの）の修繕等は県が負担する。
消耗品等は、指定管理者の負担とする。
また、施設等を常に良好な状態に保つため、以下の管理業務を行う。
 - ① 設備・備品等の保守管理
各種設備及び備品の所要の性能及び機能を維持し、各種業務が安全かつ快適に行われるよう、運転・監視、点検、保守、補修・修繕（大規模修繕は除く。）、交換、調

整等を適切に実施すること。

② ネットワーク回線の保守管理に必要な事項

③ その他施設等の維持管理に必要な事項

(3) テクノサポート岡山の利用に関すること。

① 施設等の提供において、利用者の利便を図ること。

② 交流サロンについては、専用して利用される場合以外は一般への開放による利用を図ること。

③ 県や産業支援機関等との連携を図った運営を行い、県内産業の振興に資する利用を図ること。

④ 利用の促進を図るため、積極的なPRを行うなど利用者増に努めること。

(4) 個人情報の保護に関すること。

個人情報の適切な管理のために必要な措置と、万一これが漏洩等した場合の対策を講ずるとともに、職員に対し研修等により個人情報の保護について周知・徹底を図ること。

(5) 利用者の安全確保に関すること。

利用者の安全対策、監視体制等について、緊急時対策、防犯・防災対策に関する各種マニュアルを作成し、研修等により職員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。

(6) 管理運営のための体制の整備に関すること。

① 管理責任者として常勤職員（週40時間程度勤務する者）1名を配置すること。

② 施設利用の受付、施設等の貸出・使用方法の説明等を担当する職員を開館時間中、常時1名以上配置すること。

③ その他業務に必要な職員を配置すること。

④ 職員の勤務体制については、労働法令を遵守し、テクノサポート岡山の管理運営に支障がないようにするとともに、利用者の要望に十分応えられるものとする。

⑤ 職員に対して必要な研修を実施すること。

(7) 指定管理業務の満了等に伴う引継業務に関すること。

指定管理期間の満了等に伴い、県が次期指定管理者選定のための説明会等を行う場合には、これに協力すること。また、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力すること。

(8) 備品の管理等に関すること。

指定管理者が管理する県備品等については、その使用及び保管には十分注意すること。また、備品台帳を備え管理するとともに、廃棄等の異動事項については遅滞なく県に報告すること。備え付けの県備品等は、別途提示する。

(9) 賠償責任保険の加入に関すること。

① 身体上の損害については、被害者1名につき1億円以上かつ1事故につき5億円以上とすること。

② 財物上の損害については、1事故につき1,000万円以上とすること。

③ ①及び②の保険の被保険者の範囲に県が含まれていること。

(10) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みに関すること。

岡山県環境マネジメントマニュアルに即して、温室効果ガス排出量の把握を行うとともに、各施設の業務の適用状況等に応じ、削減に取り組むこと。

また、県からの依頼に基づき、エネルギー使用量等を報告すること。

4 開所時間

午前8時30分から午後5時までとする。

なお、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開所時間を臨時に変更することができる。この場合、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するとともに、ホームページ等その他手段により、利用者等に広く周知することに努める。

5 休所日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）とする。

ただし、年末年始を除く休所日において、利用希望がある場合は、原則として研修棟内の施設等のみ提供を行うこと。

なお、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。この場合、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するとともに、ホームページ等その他手段により、利用者等に広く周知することに努める。

6 利用料金

(1) テクノサポート岡山の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金の額は、岡山県テクノサポート岡山条例第9条の規定に基づき、知事の承認を受けて定めること。

(3) 利用料金を減免する場合は、知事の承認を受けて減免基準を定めること。

なお、要項の5（2）に規定する県が示す基準は次のとおりとする。

- ・岡山県テクノサポート岡山条例第1条の設置目的を達するために、岡山県産業労働部が直接行う事業、補助又は委託して行う事業に使用する場合の利用料金は、全額免除とする。

7 管理運営費

(1) 経費負担

テクノサポート岡山の管理運営経費は、利用料金収入により賄うものとする。

(2) 予算流用

指定管理者は、人件費、それ以外の経費の各費目の予算額の範囲内で、それぞれ予算執行すること。ただし、県と協議の上、年度末に費目間の流用ができるものとする。

(3) 経理の区分

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理し、専用の口座で管理すること。

8 協定の締結

県と指定管理者は、管理の基本事項と年度ごとの事業実施に係る事項を定めるため、毎年度当初に次の事項を基本内容とする管理に関する協定を締結する。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 利用の許可に関する事項

- ③ 利用に係る料金に関する事項
- ④ 管理に要する費用に関する事項
- ⑤ 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑥ 管理の業務の報告に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑧ その他県が必要と認める事項

9 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、県に提出すること。

- ① 管理体制の状況
- ② 利用の許可の状況
- ③ 維持管理業務の実施状況
- ④ 利用料金の収入及び減免の状況
- ⑤ 管理に係る収支状況
- ⑥ その他管理に関し県が必要と認める事項

10 その他留意事項

テクノサポート岡山の管理に係る規程、要綱等を作成する場合は、県と協議すること。

11 協議

指定管理者は、この業務仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務を行う上で疑義が生じた場合は、県と協議すること。